

備 考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 同一の土地の区域について2以上の行為を行うときは、一の届出書によることができる。

5 添付図書【2部作成】

(1) 土地の区画形質の変更	位置図、公図、土地登記事項証明書、求積図、造成計画図、その他参考となるべき事項を記載した図書
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	位置図、公図、土地登記事項証明書、配置図、各階平面図(建築物のみ)、立面図(2面以上)、求積図、その他参考となるべき事項を記載した図書
(3) 建築物等の用途の変更	
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	

※ 公図、土地登記事項証明書は、写し可又は登記情報提供サービスにより取得した地図情報、不動産登記情報(全部事項)でも可能です。

※ なお、添付書類については担当者の指示によります。

6 地区計画の区域によって、提出先が異なりますのでご注意ください。

なお、提出先については、下記のとおりです。

地 区 名	提 出 先
島、則武、日野、長良南町、吉野町5丁目東、柳ヶ瀬通北、橋本町1丁目西、伊奈波、市橋二丁目、宇佐一丁目東、柳津町上佐波西、高島屋南地区	都市計画課
芥見南山3丁目、大洞1丁目、河渡、太郎丸、巖美・春近、上芥見、芥見、芥見大般若、岩、日置江、大脇・中島、東改田、小西郷、木田、下西郷、中・小野、中西郷、西改田北向、西改田表川、西改田若宮、西改田宮堀第1、西改田宮堀第2、上尻毛地区	土木調査課